

○退職手当 改定案

【資料4】

■ 市長

	給料月額	退職手当計算式	手当額	現行との差額
現行	985,000	給料月額 × 550/100 × 90/100 × 4	19,503,000	
案1 減額措置を解除した場合		給料月額 × 550/100 × 4	21,670,000	2,167,000
案2 退職手当組合に準じた率（530/100）に改定した場合		給料月額 × 530/100 × 4	20,882,000	1,379,000
案3 減額相当額を盛り込み支給率を改定した場合		給料月額 × 495/100 × 4	19,503,000	0

■ 副市長

	給料月額	退職手当計算式	手当額	現行との差額
現行	787,000	給料月額 × 325/100 × 90/100 × 4	9,207,900	
案1 減額措置を解除した場合		給料月額 × 325/100 × 4	10,231,000	1,023,100
案2 退職手当組合に準じた率（315/100）に改定した場合		給料月額 × 315/100 × 4	9,916,200	708,300
案3 減額相当額を盛り込み支給率を改定した場合		給料月額 × 292.5/100 × 4	9,207,900	0

■ 管理者

	給料月額	退職手当計算式	手当額	現行との差額
現行	664,000	給料月額 × 280/100 × 90/100 × 4	6,693,120	
案1 減額措置を解除した場合		給料月額 × 280/100 × 4	7,436,800	743,680
案2 退職手当組合に準じた率（270/100）に改定した場合		給料月額 × 270/100 × 4	7,171,200	478,080
案3 減額相当額を盛り込み支給率を改定した場合		給料月額 × 252/100 × 4	6,693,120	0

■ 教育長

	給料月額	退職手当計算式	手当額	現行との差額
現行	694,000	給料月額 × 280/100 × 92/100 × 3	5,363,232	
案1 減額措置を解除した場合		給料月額 × 280/100 × 3	5,829,600	466,368
案2 退職手当組合に準じた率（270/100）に改定した場合		給料月額 × 270/100 × 3	5,621,400	258,168
案3 減額相当額を盛り込み支給率を改定した場合		給料月額 × 257.6/100 × 3	5,363,232	0